

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 世田谷区立桜上水福祉園

事業計画書

1 事業運営に関する考え方

(1) 事業運営に関する今後の考え方

法人ミッション「私たちは、すべての人一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人もない人も共に社会・経済・文化ほかあらゆる分野に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。」という共生社会の考え方に基づいて、「私たちは、利用者のみなさんが自分の望む豊かで安心した生活が送れるよう支援します。」という施設サブミッションの実現を目指した事業運営を行ないます。

通所利用者に対しては、「住み慣れた町世田谷」における豊かな地域生活を継続できるよう、地域における通所施設としての役割の実践に努めます。そのため、利用者を中心として関係機関との連携を図り、個々の利用者に適したネットワーク支援の向上に取り組みます。また、本人を支える家族に対しても信頼して気軽に相談できる施設として、家族支援の視点を重視し、引き続き信頼関係の向上を目指します。

また、今後も地域で施設を運営していることに感謝の念を忘れず、施設の祭りやアルミ缶回収、土と農の交流園における除草・清掃作業等の活動を通じて近隣住民と交流して、地域の中で障害のある方の生活について、さらに理解と協力をいただけるように取り組みを進めます。

(2) 今後5カ年の重点目標

利用者支援

法人のミッションに則した施設サブミッション「私たちは、利用者のみなさんが自分の望む豊かで安心した生活が送れるよう支援します」を軸にした支援を実践します。利用者一人ひとりのニーズが的確に把握できるよう、個々の特性や意思を最大限に尊重した個別支援計画の作成に沿った利用者支援を行い、安定的な地域生活の実現を目指します。

また、利用者の視点に立った施設運営のため、権利擁護の姿勢を遵守すると共に、法人の「権利擁護取り組み体制 虐待防止要綱」に則り、施設内に設置した「権利擁護・虐待防止委員会」を定期的開催し、利用者の権利擁護についての取り組みを推進します。

施設機能の充実

利用者の24時間の生活の中で日中の多くの時間を過ごす通所施設は、利用者・保護者との関わりや対話等を通じて、加齢や家庭環境の変化に応じた新たなニーズや課題を発見して、具体的な支援につなげることができます。

これまでの利用者支援の積み重ねを活かして、今後の利用者・家族の変化に応じた適切な支援ができるよう、施設機能の充実に取り組みます。

世田谷区をはじめ関係機関との連携

利用者が「住み慣れた町世田谷」における豊かな地域生活を継続できるよう、地域の通所施設としての役割を果たします。そのため、利用者を中心に据えて関係機関と連携し、個々の利用者のニーズに応じたネットワークを活かした支援に取り組みます。また、本人を支える家族に対しても気軽に相談ができる施設として、家族支援の視点により継続的に信頼関係の向上に努めます。

近隣地域との連携

近隣住民にとって施設は地域資源の一つであることを前提に、町会等への施設設備の貸し出しや、地域での缶回収や清掃等の作業を通じて、障害理解の促進につながる取り組みを行います。また、世田谷区の福祉避難所としての機能が果たせるよう、施設設備や備蓄等の準備を行い、定期的に避難所の開設を想定した訓練を実施することで、有事に備えていきます。

人材育成

糸賀一雄氏の「福祉は人なり」の考え方の通り、福祉施設にとって人材育成は最も重要な視点の一つと考えます。職員各自の職層や習得度に合わせて法人の職員研修制度を活用すると共に、研修計画により課題を明確化し、外部研修参加と園内での研修実施をさらに活発化させることで、計画的な人材育成に取り組みます。法人のスケールメリットを活かして様々な事業所との人事交流を行う事で、より幅広い考え方で利用者支援を実践できる人材育成を行います。

また、働き方改革関連法の施行により労働時間法制が変化していく中で、時代の流れに合わせた働きやすい職場づくりを進める事で、安定的な人材育成を進めます。

2 事業内容

(1) 支援方針

利用者がこれまで生活してきた世田谷において、今後も安定した地域生活が継続できるよう、通所施設としての役割をしっかりと認識し、個々のニーズに合わせた支援を行います。

生活介護事業所に求められているサービスを安定して提供し、当施設に通所することで安定した一日となるよう日中活動の充実を図り、家庭生活と連動した生活となるように支援します。また、一人ひとりの人権と個性を尊重し、自己選択や自己決定に基づいた支援内容を提供します。

家族・利用者自身の加齢に伴い、それぞれのニーズが多様化していることを踏まえ、当施設のサービスだけでは支援が行き届かない部分は地域の相談支援事業所とも連携を図ります。そして、足りない部分を補うべく地域資源の

活用、情報の提供から個々の支援ネットワーク構築まで、利用者・家族が安心を得られるようサポートします。

(2) 個別支援計画

() 基本的な考え方

サービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ、利用者のニーズに即した個別支援計画を作成します。作成にあたっては、サービス管理責任者を中心にアセスメントを行い、ケース担当支援員、その他の支援員、看護師を含めた全職員が関わる体制で作ります。また、5年という指定管理期間を最大限に活用し、中長期計画と短期目標を明確にできるよう利用者ニーズの把握に努め、家族からも聞き取りの場を設定しながら作成します。

() 具体的な提案

作成にあたっては、サービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ生活介護事業所として利用者に取り組むべき内容を整理します。また、利用者本人に要望や希望を聞く場を設定し、聞き取った内容を反映した計画を作成します。聞き取りが困難な方についても、日々の表情や行動をしっかりと考察し、本人の要望や希望と思われることを反映させて作成します。

支援計画には、「日中活動」「社会生活」「コミュニケーション・意思疎通」「身体・健康」「日常生活(更衣・整容・食事・排泄)」などの項目を設け、それぞれに対して具体的な支援内容を記載します。

作成した内容について、本人・家族との面談の機会を設定し、サービス管理責任者より説明を行います。その際には、新たな要望や希望の聞き取りを行い、必要に応じて内容の変更や訂正を行います。

作成した計画に基づき支援を行いながら、半期で内容の見直し作業を行います。また、実際の支援から変更や修正の必要が生じた場合にも、適時対応し実際の支援に反映させます。また、この半期の見直し後にも、本人・家族との面談の場を設定します。

年度の終わりには、支援計画に対しての評価(まとめ)を行い、次年度の支援計画の作成へ反映します。

(3) 活動プログラム(週間・月間等)

() 基本的な考え方

障害の程度や重複障害の有無、運動量の確保が必要な方、体調管理が第一の方、安定した登園を目標としている方など、利用者それぞれのニーズに対応した日中活動プログラムを設定し提供します。個々への活動プログラムの提供にあたっては、それぞれに計画した個別支援計画に沿ったものとし、多種多様な活動プログラムを準備します。

月曜日から金曜日までの5日間、午前と午後で10クールとして、3つのグ

グループ(そら・スマイル・スター フレッシュ)を基本グループとして活動を実施します。活動内容によっては、グループの枠を超え、利用者のニーズに即した新たなグループ構成を行い、日々の活動とは違った内容の活動を提供します。

活動内容の決定にあたっては、月間予定・週予定を作成し、事前に本人と家族へ伝えながら進めますが、日々の活動の提供にあたっては、利用者の体調に合わせて、また天候も踏まえて実施していきます。特に利用者の体調管理については、家族との連絡帳を介して情報を得るとともに、実際に利用者の表情やしぐさに留意し、臨機応変に活動内容を変更し対応します。また年間を通しては、四季折々の季節感を大事にした内容を検討します。春のお花見、夏のプールや夏祭り、秋の紅葉狩り、冬のクリスマス会や初詣など、季節感あふれる体験が経験できる内容にします。

() 具体的な提案

週間の基本スケジュール(表1)に沿って活動を提供します。

基本グループとして3グループ(そら・スマイル・スター フレッシュ)を設置し、利用者の多様なニーズに対応できる体制で活動を行います。また、グループ内で更に少人数の編成を行い、必要に応じて個別対応をしながら充実した内容の活動を行います。

特別な活動としては、(表2)の内容を基本としながら、年度単位で見直しを行い、より利用者のニーズに即した内容に変更・修正をしながら提供します。

【ベースとなる週間予定・日課】

*表1

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 9:15～10:00 | 送迎バス到着、更衣、排泄 | | | | |
| 10:00～10:30 | 体操、ウォーキング | | | | |
| 10:30～11:45 | 「そら」・「スマイル」・「スター フレッシュ」の3グループに分かれ、それぞれの予定に沿って活動 | | | | |
| 11:45～13:20 | 昼食(歯磨き) 昼休み | | | | |
| 13:20～14:30 | 各グループで予定に沿って活動(スポーツ・地域活動・生活学習・リラックス・創作活動・音楽セラピー等) 特別活動(ミュージックアワー・クラブ活動・レクリエーション・受託作業等) | | | | |
| 14:30～15:15 | 更衣、排泄、終礼 送迎バス乗車 帰宅 | | | | |

【特別な午後活動】

*表2

| 主な活動 | 実施内容 |
|-----------|-------------------------------------|
| ミュージックアワー | その時々テーマに合わせた音楽活動 |
| 音楽セラピー | 各利用者の目的に応じた音楽療法活動 |
| 表現ダンス | テーマに沿ったダンスやレクリエーション |
| クラブ活動 | 外部講師による茶道・フラワーアレンジメント・スポーツ・カラオケなど |
| レクリエーション | スイカ割り・餅つき・盆踊り・クリスマス会・花見・製菓などの季節企画など |
| 受託活動 | 近隣にある「土と農の交流園」の清掃と除草。年間を通して78回の実施 |

(4) 食事(給食)

() 基本的な考え方

委託事業者と連携を取りながら、「温かいものは温かく・冷たいものは冷たく」を大事に個々の利用者に合わせた減量食や生活習慣病予防メニュー、嗜好を考慮した昼食を提供します。また、衛生管理を徹底し、美味しく安心・安全な給食を提供します。

() 具体的な提案

週に1回主菜選択を行います。その他に飲み物選択、デザート選択等を適宜行います。

季節感のある食材を使用し、食事を通して四季を感じることができるよう配慮します。

委託事業者と連携し、厨房設備の清潔保持並びに原材料の保管取り扱いの留意など、保健衛生管理を徹底し、安心・安全な給食を提供します。

サービス管理責任者・支援員・栄養士等で昼食委員会を構成し、委託事業者との会議を通じて献立の確認を行うとともに、食事に関係することについて検討し、より良い食事提供が行えるようにします。

定期的に、利用者・家族に対してアンケートを実施し、アレルギーや嗜好などを把握し、個別ニーズにも対応した食事を提供します。また、家族に対しても、定期的に試食会を開催し、日々の食事内容への理解につなげると共に、定期的な意見交換の場にします。

一人ひとりの障害に合わせて、食事席への配慮、専用食器の活用、刻み食の準備など、食べやすい環境設定を行います。

(5) 利用者の高齢化への対応

() 基本的な考え方

高齢化に伴い生じる身体的機能の低下や家庭状況の変化等の様々な課題に対して、相談支援事業所や作業療法士等と連携し、専門技術等を活用した支援を実践すると共に、本人が望む限り通所と日中活動ができる受け入れ体制作りの継続を行います。

() 具体的な提案

サービス等利用計画における総合的な支援の方針を踏まえ、本人の身体や精神状況に合わせた個別支援計画を作成し、従来の活動にとらわれない柔軟な支援を行います。

必要に応じて、嘱託医・看護師・栄養士・理学療法士や作業療法士など、本人の状況に合わせた支援チームを構成し、専門領域での知識を活用した支援を実施します。

施設で過ごす際に設備面での配慮が必要な場合には、可能な限り本人の状況に合わせた環境整備を行います。また、本人が安心して過ごせるスペースづくりを行います。

相談支援事業所と連携し、障害福祉サービスを継続利用しながら併用できる介護保険制度のサービス利用も検討し、それぞれの状況に合わせた地域生活支援を実施します。

家族や関係機関との連携を密にして、日々の本人状況を確認しながら活動の提供を行い、些細な変化にも速やかに対応できる体制を構築します。

(6) 作業活動（創作活動を含む）

() 基本的な考え方

各グループで計画した作業活動として、主に午前中を中心に実施します。その日に実施する作業内容については、計画した予定をもとに利用者に提案を行い、毎日決まったことを行うのではなく、数種類の活動の中から利用者が選択できる環境設定を行います。具体的には、「創作活動と散歩」「数種類の創作活動からの選択」「リハビリやストレッチ」など、その他にもプールや長距離のウォーキング、静かな場所での静養など、最大限に利用者の意思を尊重し活動内容を決定していきます。

() 具体的な提案

作業内容としては、(表3)にある内容を基本としながらも、新たな作業内容の検討を継続的に行い、内容がマンネリにならないようにします。

創作活動においては、利用者が作業をやりやすい環境を設定します。身体的な不足を補う自助具の開発や場所の工夫、わかりやすい工程の説明など、それぞれの特性に配慮した活動を行います。

グループ内での活動では、さらに少人数のグループを構成する機会を設定し、

個々のニーズに対応します。

活動の選択肢を多く用意することで、利用者の意思を尊重した活動ができるようにします。

創作活動で作成した作品を販売します。園内での展示販売を中心に、フェリーチェでの常設販売、沿線の駅を利用した販売などを中心に行います。また、販売にあたっては、利用者と一緒に販売できる機会を設定します。

販売で得た収益は、作業・生産活動に参加した全ての利用者に直接還元します。直接利用者へ還元する際には、収益が還元されていることが利用者にかかるように説明を行います。

【午前の主な作業活動】

*表3

| グループ名 | 内 容 |
|-----------|---|
| そ ら | 近所の資源回収(アルミ缶・牛乳パック) アルミ缶潰し、牛乳パックを使用しての紙すき、ステンシル、スウェーデン刺繍、布染色、散歩、プールなど |
| スマイル | ビーズ、ステンシル、マーブリング、陶芸、紙工、散歩、長距離ウォーキング、ストレッチ、プールなど |
| スター フレッシュ | 機織り(個々にあった機織を使用:大型・中型足踏み機織、シーソー型機織、卓上機織) 革工芸、刺繍、ビーズ、散歩、プールなど |

(7) 作業活動以外の所内活動

() 基本的な考え方

各グループで計画し、主に午後を中心に実施します。余暇的な要素を盛り込みながら、楽しめる活動を中心に提供します。基本的には、事前の計画に沿って実施しますが、天候により外出ができない場合など、臨機応変に対応できるよう、多種多様な室内プログラムを整備し、充実した活動となるよう工夫をしながら進めます。

() 具体的な提案

活動内容としては、(表4)にある内容を基本としながらも、新たな活動内容の検討を継続的に行います。

園内のスペースを有効に活用し、天候が悪く外出が困難な場合にも、充実した内容となるよう工夫します。

活動内容の決定においては、利用者が自分で選択し決定できるよう多種多様なプログラムを準備し、利用者の意思を反映させた活動内容を提供します。楽しみながら工程やルールを理解、健康の増進やリフレッシュ、作る喜びなどにつながるよう支援をします。

【活動内容】

*表4

| 主な活動 | 実施内容 |
|----------|----------------------------|
| 室内ゲーム | ボウリング・魚釣りゲーム・ダーツ |
| ビデオ観賞 | スクリーンを利用し、アニメ・映画・コンサート映像など |
| カラオケ | ハンディーカラオケを使用 |
| 製菓 | クッキーやケーキなど、準備から片付けまでを行う |
| 陶芸講習 | 講師を招き、陶器を作成 |
| スポーツ | ボッチャ、ストレッチ、プール、長距離ウォーキング |
| 創作活動 | 季節の飾り作り、新聞作り、祭り用の装飾 |
| アロマリラックス | アロマの香りの中、部屋を暗くしてリラックス |
| 誕生会 | 月の誕生日の方を、軽飲食をしながらお祝いする |
| 音楽セラピー | 講師を招き、楽器を使って全身で音楽を楽しむ |
| 表現ダンス | 講師を招き、リズムに合わせて全身で表現する |

(8) 所外活動

() 基本的な考え方

各グループで計画し、主に午後を中心に実施します。地域にある資源を最大限に活用し、利用者それぞれが楽しみながらも社会経験の積み重ねとなり、心身のリフレッシュや健康増進につながるプログラムを準備し提供します。

() 具体的な提案

活動内容としては、(表5)を基本としながらも、新たな活動内容の検討を継続的に行い、多様な活動の提供に取り組みます。

利用者の経験の幅が広がり、地域社会との接点が増えるような活動を行います。

活動内容の決定においては、利用者が自分で選択し決定できるよう多様なプログラムを準備し、利用者の意思を反映した活動内容を提供します。

身体を動かす外出を多く設定し、安定した運動量を確保します。

楽しい活動の中でも、協調性や社会性が高まるような活動を提供します。

【活動内容】

*表5

| 主な活動 | 実施内容 |
|----------|---------------------------|
| 散歩 | 近隣の公園から、往復1時間になる長距離の散歩も実施 |
| 買い物 | 家庭の買い物、自分の買い物、品物を選び支払いを行う |
| 公共交通機関利用 | 電車・バスを利用して、計画した場所に外出する |
| 喫茶 | 一般の喫茶店やファミリーレストラン等を利用 |
| プール | 千歳温水プール、センタープール、園プールを利用 |

| | |
|-------|------------------------------------|
| ボウリング | ボウリング場を利用 |
| カラオケ | カラオケボックスを利用 |
| ランチ外出 | レストランで食事 |
| 公園散策 | 羽根木公園・芦花公園・希望ヶ丘公園・世田谷公園・砧公園・馬事公苑など |
| 図書館利用 | 希望ヶ丘まちかど図書館・粕谷図書館等を利用し、好きな本を選びます |

(9) 行事 (宿泊、祭り等)

() 基本的な考え方

利用者のニーズに応えられるよう、外出行事の機会を多く設定します。また、園内での行事については、楽しみながらも地域との交流を図り、四季を感じ、社会生活の向上につながるような行事を実施します。

() 具体的な提案

宿 泊 (年間で一人あたり 2 泊)

余暇的要素と訓練的要素を盛り込み、家庭から離れた場所に宿泊することで、社会生活の向上を図るとともに、日々の生活では体験できないことを経験する機会として実施します。

グループ活動 (年 1 回)

利用者の希望に沿って少人数のグループを構成し、一日をかけた外出を企画し実施します。午後 5 : 3 0 に送迎バスで帰宅します。

個別活動 (年 1 回)

個々の利用者の希望に沿って、思い思いの企画を立て、一日をかけた外出を、1 対 1 対応を基本として行います。午後 6 : 0 0 までに職員がご自宅まで送ります。

園 祭 (さくらまつり)

年に一回、施設の園祭として企画し実施します。広く施設を開放し、地域の学校や施設、町会の方々に協力して頂き、誰もが楽しめるお祭りとなるよう開催します。また、施設や障害者の理解促進につなげる機会とします。

季節行事 (適宜)

成人を祝う会・入園式・区の招待行事 (いも掘り・小松菜採り)・夏祭り・クリスマス会など、年間を通して季節感ある行事を実施します。

(1 0) 介護

() 基本的な考え方

利用者が生活する上で必要不可欠な食事や更衣、排泄や身辺整理、対人関係や社会性について、あくまでも利用者の主体性を尊重し、必要以上の介護とならないような支援を行います。また、それぞれの行動や身体特性に合わせ、身

体機能の維持と改善を目的とした中長期的な視点に立ち、個別支援計画に沿った介護を実践します。

() 具体的な提案

利用者それぞれのニーズの把握に努め、個々に合った介護を実践します。

排泄や更衣など、必要な場面では同性介護を行います。

リハビリテーションについては、定期的に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導を仰ぎ、日々の活動プログラムの中で安定的に提供します。

施設内の環境整備をしっかりと行い、安全な移動や静養ができるスペースの確保と清潔な環境を整えます。

従事職員の介護技術が向上するよう、必要に応じて外部の研修に参加するとともに、施設内においても情報の共有に努め、必要な技術を全員が提供できる体制を整えます。

3 家族や地域との連携

(1) 家族との連携

() 基本的な考え方

利用者の生活を支えるため、家族との連携は不可欠です。月曜日から金曜日の限られた時間を過ごす職員より、多くの時間を共有している家族からのアドバイスや情報は、利用者を支援する大きな力となります。その為、様々な方法で家族と緊密に連絡を図り、日々変化する利用者の状況を互いに把握できる体制を構築します。また、家族が安心して支援を託すことができるよう、運営に関する情報を定期的に報告するとともに、従事職員との交流の場を設け、施設と従事職員を知って頂くことで信頼関係を築いていきます。

() 具体的な提案

複写式の連絡帳を使用し、家族から生活状況や連絡事項等を記入してもらいます。施設からはその日の活動内容(午前・午後)や支援状況、または食事摂取量などを伝え情報の共有を行います。

定期的に保護者会を園内で行います。その際には、施設の運営から全体的な利用者の状況報告、障害者を取り巻く環境等についての説明、家族からの要望や意見交換の場とします。

個別支援計画の聞き取り・説明などを中心に、年に1～2回の個人面談の場を設定し、家族にも同席してもらいます。また、支援上で個別に話し合いが必要な場合や個別の相談等があった場合には、随時面談を行います。

日々の中活動を知って頂くと共に、利用者の様子を見る機会として、定期的に活動見学会を実施します。

園祭でのバザー開催や模擬店など、準備から当日の販売まで、保護者会との連携・協力関係により、行事の成功を目指します。

支援する職員を知って頂けるよう、専用の広報誌の発行や班別交流会等の開

催により、お互いが顔の見える関係となるようにします。
個々の利用者の情報共有のため、適宜電話連絡等を行い、欠席が続いた方へは書類の郵送等を通じて、園からの情報提供を行います。

(2) 地域との交流・連携

() 基本的な考え方

住宅街で施設を運営する特性上、近隣住民との連携に重点を置き、地域に根差した施設運営を行っていく必要があります。日々の運営に理解を頂いていることに感謝し、地域の為にできる事を検討し、地域貢献につなげます。また、障害者に対する理解が深まるよう情報を開示するとともに、運営への理解を得られるような取り組みを行います。

() 具体的な提案

町会の会合等において、施設のスペースの貸し出しを行います。また、施設まつりの際には、物品借用や模擬店出店を依頼するなど、相互に協力を行っていきます。

施設で所有するD型ポンプを活用した防災訓練の実施を行います。また、要望があった際には、町会等に貸し出しを行います。

近隣の方々の協力を得て、定期的にアルミ缶や牛乳パックの回収を行います。広報紙を作成し、地域の方々にも見て頂けるように各所への配布や施設のホームページを適宜更新し、情報発信を行います。

(3) ボランティア活用

() 基本的な考え方

限られた職員配置で運営を行う中では、ボランティアの協力を得ることが運営に有益であることを認識し、外部の方の新鮮な目線で施設の運営に意見等を頂けるよう、ボランティアの募集を行い、育成についても積極的に取り組みます。

() 具体的な提案

常時、ボランティアの募集について、広報誌やホームページ等で告知し、見学を含めて受け入れの態勢を整えます。

ボランティア名簿を作成し、該当する方に対しては定期的に広報紙を配布し、日々の施設の取り組みや様子を伝えます。

ボランティア担当職員を配置し、実習や体験等で来園された方に対して、ボランティアの活動内容について説明し、ボランティア登録を依頼し継続的な関わりとなるよう取り組みます。

4 危機管理

(1) 災害対策・防犯対策

() 基本的な考え方

施設が利用者にとってどこよりも安心・安全な場所であるように、災害時・緊急時の対応策として関係マニュアルの見直しを適宜行い、実際に職員が動ける体制づくりを行います。また、区及び地域の災害対策部や地元警察署等と連携し、施設の自主防衛組織により緊急時の対応に遺漏のないように対応します。

さらに、施設全体の安全意識・危機対応策を徹底し、定期的な避難訓練や不審者対応訓練等の安全教育・訓練を実施し、職員一丸となって緊急・災害時対応を行います。

() 具体的な提案

緊急時マニュアルの整備

緊急時対応マニュアルおよび大規模地震・災害発生時対応マニュアルを全職員に配布し、周知・徹底を図ります。また、各マニュアルについては状況の変化に対応しながら適宜更新を行います。

防災訓練・避難訓練の実施

以下の自衛消防体制を組織し、施設所轄の消防署、区防災課、桜上水2丁目町会等と連携しながら、定期的な避難訓練と防災訓練を実施します。

| | | |
|---------|-------|---------------------------|
| 自衛消防隊長 | 施設長 | 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督などを行う。 |
| 自衛消防副隊長 | 主任支援員 | 隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。 |

福祉避難所機能の強化

福祉避難所として機能できるよう世田谷区と連携を取りながら、必要な備蓄品の準備や定期的に福祉避難所開設訓練を行い、機能の周知・徹底を図ります。

防犯対策の実施

世田谷区が設置した防犯カメラ・カメラ付きインターホン・非常用通報ボタンを活用し、防犯意識の向上に取り組みます。定期的に不審者対応訓練として、利用者活動中の不法侵入を想定した訓練を実施します。防犯カメラによる映像の確認や、警備会社との連携により実際に非常用通報ボタンを使用するなど、できるだけ具体的な訓練を行います。

事故防止の取り組み

ヒヤリハットや事故報告書について全体共有と分析を行い、事故防止マニュアルを活用し、安心・安全な施設づくりに取り組みます。

(2) 健康管理

() 基本的な考え方

利用者の障害の多様化、高齢化等を考慮し、保護者・主治医・関連医療機関との連携を密にし、健康で安心な生活が送れるように支援します。そのため家族を中心に利用者の健康状態について情報共有し、早期発見と健康管理に努めて、利用者の健康状態の維持・改善を目指します。

看護師を中心に支援者は常に利用者の健康状態を把握するとともに、快適な生活を送るため健康管理に関する支援を積極的に行います。支援員・看護師・栄養士・嘱託医等と連携を図り、個々に応じた健康の維持に取り組みます。

() 具体的な提案

嘱託医や理学療法士等の専門職と連携を図り、必要に応じて利用者のニーズに応じた個別のリハビリ計画や健康支援計画を作成します。日常プログラムではリハビリやストレッチ等のプログラムを実施すると共に、プールやウォーキング等の運動プログラムで利用者の健康の維持と増進につなげます。家庭での通院や入院への対応が困難な場合には、施設の「地域生活支援要綱」に則り、必要に応じて施設が家庭と協力して支援を行います。

(3) 衛生管理及び感染症対策

() 基本的な考え方

安全で快適な生活が送れるように環境を整え、利用者が衛生的な生活習慣を身につけられるよう支援します。社会の感染症情報等も収集しながら、実態に即した施設内の衛生管理に取り組みます。

() 具体的な提案

感染症マニュアルの活用

東京都や世田谷区等から情報を収集し、施設内の感染症マニュアルに則った対応を行います。

施設内の衛生管理の徹底

施設内の衛生管理を徹底し、常日頃から利用者の手洗い・うがい・消毒等を継続的に支援します。

感染症発生時の対応

感染者が発生した場合には、世田谷区の保健所など関係機関に速やかに状況を報告し指示を仰ぐと共に、看護師を中心に施設内の衛生管理を徹底し、感染の拡大を防止します。

5 個人情報保護

() 基本的な考え方

世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区情報公開条例に基づき、世田谷区に定められた取り扱うことのできる個人情報の範囲、取り扱い方法について課せられた制限および義務を遵守するとともに、個人の尊厳を最大限に尊重すると

いう基本理念のもと、保有個人情報の漏えい、改ざんおよび棄損の防止、保有個人情報への不正なアクセスの防御、その他個人情報の安全管理に対し、必要かつ適切な措置を講じます。

() 具体的な提案

日常的に個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、世田谷区が定める「世田谷区立の障害者施設における情報セキュリティ対策基準」、法人が定める「ネットワークの運用管理に関する規程」に則り、利用者個人情報の漏洩防止に努めるとともに、職員に対しても、関係文書・電子データ等の取扱いに注意するよう指導教育を行います。

施設の定める「サービス利用に係る情報提供同意書」について利用者及び家族と取り交わしを行い、利用者の個人情報を外部に掲出する必要がある場合は、利用者・家族の同意の下で、慎重かつ丁寧に取扱いします。また、利用者の氏名や写真の施設内掲示や広報誌・ホームページ等への掲載にあたっては、あらかじめ利用者・家族の同意を得てから使用します。

請求事務では、世田谷区より貸与されている請求事務専用のパソコンを使用し、あらかじめ決められた職員だけが区で導入されたシステムを使って請求事務を行います。

個人情報漏洩が発覚した場合は状況を確認し、速やかに区、法人、関係機関に事態を報告します。インターネットに関する情報漏洩に対しては、専門機関に依頼し漏洩情報の拡散防止対策を実施します。さらに再発防止のためのシステムを専門業者も含めて検討・実行します。併せて法人が加入している個人情報漏洩保険を用いて誠意ある対応を行います。

6 権利擁護

() 基本的な考え方

利用者主体で考える職員の支援姿勢の徹底に努めます。利用者がその人らしく生活できているか、最大限にその人の力が発揮できているか、安全や健康面での問題はないか、安心して充実した生活ができているか、地域での暮らしを継続するための総合的な支援体制が整っているか等を常に意識し、利用者本人の立場で「感じ、考え、気づき、動く」姿勢で支援します。その人らしい生活のリズムや思いに柔軟に対応できる支援体制を構築し、利用者の人権を守ります。

() 具体的な提案

「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び法人が定める「就業規則」「行動規範」を職員に周知徹底し、職員の人権意識の向上に取り組みます。

職員に対してあらゆる機会を通じて「利用者一人ひとりの個人の尊厳の保護」「利用者のプライバシーの保護」を遵守するよう周知徹底するとともに第三者

評価の受審等、外部および第三者の視点を常に意識をしながら業務を遂行します。

施設内に虐待防止委員会を設置し、適宜施設内での利用者との関わりについて検証し、常に利用者の権利擁護の視点で施設運営を行います。

【虐待防止委員会】

| | |
|----------------|--|
| 桜上水福祉園 虐待防止委員会 | 委員長 (施設長) 委員 (主任支援員) (生活支援員) 複数名 外部委員 (第三者委員) |
| 桜上水福祉園 虐待防止責任者 | (施設長) |
| 桜上水福祉園 虐待相談担当者 | (主任支援員) |

7 苦情解決

() 基本的な考え方

福祉サービス事業者として、日頃から利用者・家族に対して誠意ある対応を徹底し、継続的に信頼関係の向上に取り組みます。苦情等につながる事例が発生した場合は、関係機関と連携しながら丁寧に事実確認を行い、真摯な姿勢で対応します。

() 具体的な提案

法人の「利用者からの苦情解決実施要綱」に基づき、苦情解決責任者・苦情解決担当者を配置し相談を受ける体制を整備します。

日々の支援状況を連絡帳や電話等を介して家族と情報を共有し、共通理解を図ります。また、保護者会や定期的な配布物等を活用して、施設の状況を分かりやすく伝え、日頃の利用者支援への理解につなげます。

地域の福祉関係者や学識経験者、児童・民生委員等の苦情解決第三者委員を配置し、定期的に施設を訪問頂くことで、利用者・保護者の声を直接聞き、気がついた改善点等について助言を頂けるようにします。

苦情を受け付けた場合は「利用者からの苦情解決実施要綱」に則り、統一された書式に日時・内容等を記入し、担当者を通じ施設長まで報告します。必要に応じて、苦情申出者のプライバシー保護に留意しながら、法人・世田谷区・苦情解決第三者委員等の関係者に通知し、具体的な改善と解決策について協議・対応します。また、改善策については、できるだけ迅速かつ具体的に苦情申出者に直接説明し、了解を得られるようにします。

苦情受付・解決体制

| | |
|------------|---|
| 苦情解決責任者 | 施設長 |
| 苦情受付担当者 | 主任支援員 |
| 苦情解決第三者委員 | 地域福祉関係者等 |
| 法人苦情受付窓口 | 法人本部苦情受付担当者 |
| 世田谷区苦情受付窓口 | 各総合支所保健福祉課 (世田谷、北沢、玉川、砧、烏山) 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会 |
| 東京都社会福祉協議会 | 福祉サービス運営適正化委員会事務局 |

8 職員

(1) 職員配置・人材育成

- | | |
|---------|----------------------------|
| 添付 様式 2 | 職員配置等（生活介護） |
| 様式 3 | 管理者（候補者）の経歴等 |
| 様式 4 | サービス管理責任者（候補者）の経歴等 研修計画 |

() 基本的な考え方

利用者及び家族の満足が得られる質の高いサービスを提供するには、適正な職員配置が必要です。職員の配置数に関しては、障害者総合支援法の基準に則った適正な配置により、利用者サービスの向上につなげます。

個人の成長は組織の成長となり、利用者サービスの向上につながるため、スキルアップや支援技術の向上など狭義の意味に捉われず、利用者支援を通じた個人及び組織の成長によって生まれる広い意味での能力向上を目指します。

() 具体的な提案

法人の研修要綱に沿った施設の研修・育成計画を作成し、法人集合研修(職層研修・職能研修・特別研修等)及び外部研修に積極的に参加します。また、職場内研修を定期的に行い、職員一人ひとりの目的意識を高めることで、職場全体の秩序の維持と共通理解を深めます。

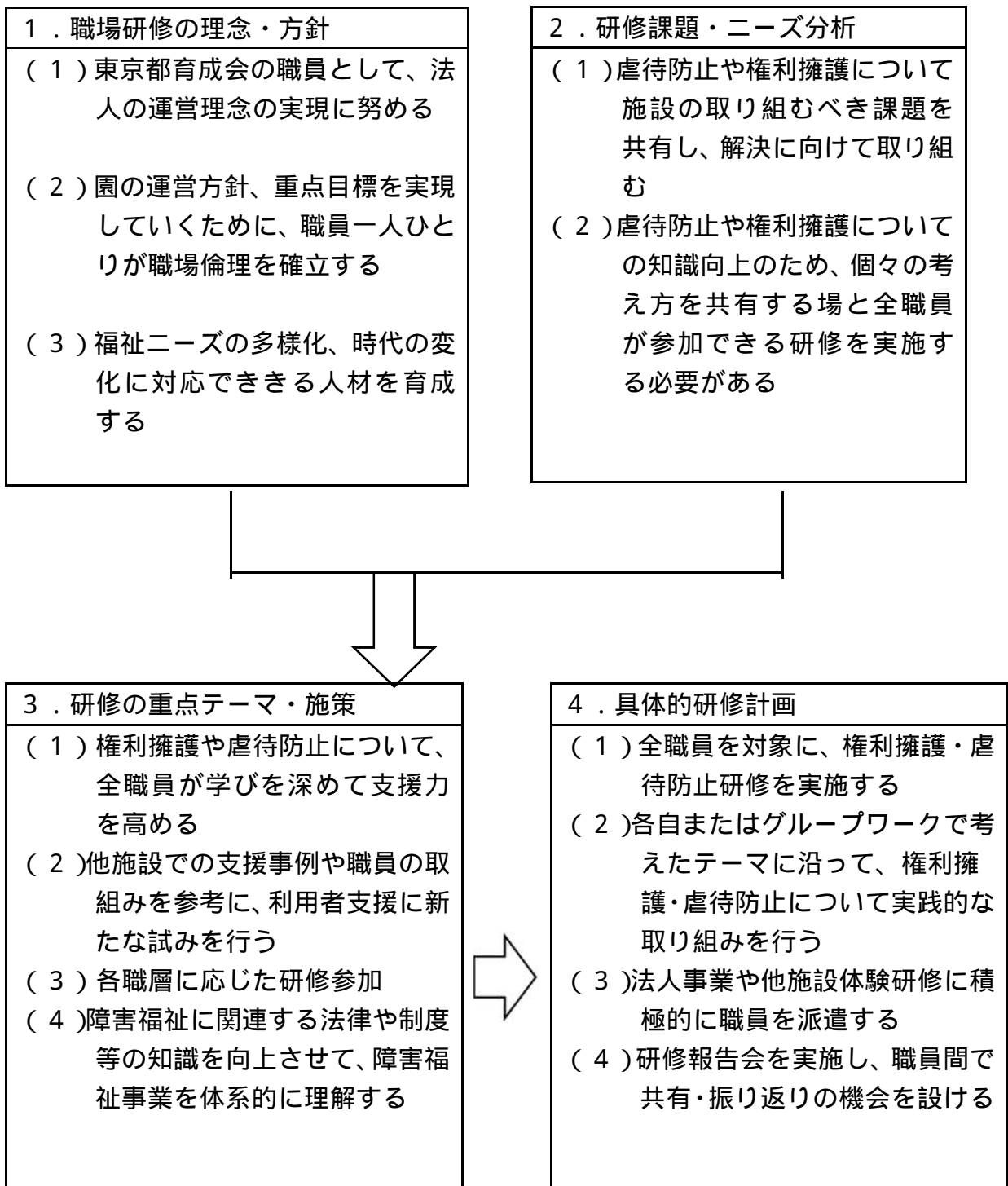
また、近年の福祉・介護人材の不足に対応できるよう、法人の契約している有料の求人広告媒体と連携しながら、効果的な採用活動を進めます。

様式 2

職員配置等（生活介護）

| 職種 | 職員数 26 | | | 資格等 |
|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------------|
| | 常勤 | 非常勤 | 計 | |
| | (専従)【兼務】 | (専従)【兼務】 | (専従)【兼務】 | |
| 管理者 | 1 (1)【 】 | 0 ()【 】 | 1 (1)【 】 | 社会福祉士 介護福祉士 |
| サービス 管理責任者 | 1 (1)【 】 | 0 ()【 】 | 1 (1)【 】 | 介護福祉士 |
| 生活支援員 | 13 (13)【 】 | 6 (6)【 】 | 19 (19)【 】 | 社会福祉士 4名 介護福祉士 2名 |
| 看護職員 | 1 (1)【 】 | 0 ()【 】 | 1 (1)【 】 | 准看護師 |
| 医師 | 0 ()【 】 | 2 (2)【 】 | 2 (2)【 】 | 内科 診療内科 |
| その他 | 栄養士 | 0 ()【 】 | 1 (1)【 】 | 管理栄養士 |
| | 事務員 | 1 (1)【 】 | 0 ()【 】 | |
| | | | | |

【研修計画】



(2) 働きやすい環境づくり

() 基本的な考え方

近年の働き方改革という大きな流れの中で、労働者の意識は大きく変化しています。ワークライフバランスが重要視される社会情勢にあって、職員が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方ができるような環境を作ることを通して、優秀な人材の確保、職員の意欲向上・定着、長時間労働の削減・業務効率の向上につなげます。

() 具体的な提案

ワークライフバランスの推進

週1回のノー残業デイの実施・計画的な時間外労働・休憩時間の確実な取得等の取り組みを徹底し、時間外労働の削減に取り組むと共に、有給休暇の計画的な取得を推進し、職員の仕事以外の生活との調和を目指します。

風通しの良い職場づくり

障害者の支援業務は職員間の協力体制が欠かせません。会議等の場で職員からの意見を活かして、全職員が運営に参画していけるような活気と風通しの良い職場環境を推進します。

ハラスメント・メンタルヘルス対策

ハラスメント対策として、法人のハラスメント対応マニュアルを全職員に配布・周知すると共に、施設及び法人本部にハラスメント相談担当者を配置し、相談があった場合は随時必要な措置を講じます。

メンタルヘルス対策として、法人に職員の悩みごと相談担当者を配置すると共に、メンタルヘルスに関する職員講習への参加や専門機関との業務提携による職員への専門相談を実施し、職員の精神衛生管理を推進します。

育児・介護休業制度の活用

法人の定める「育児・介護休業規程」により、子の看護休暇や介護休暇を活用し、育児や介護をしながらも安心して働ける職場環境を整えると共に、育児・介護休業の取得後も安心して職場に復帰できる体制づくりを進めます。

9 運営管理の効率化の提案（給食、維持管理、送迎バス等）

() 基本的な考え方

住民サービスの向上や経費の節減等、効率化による効果的な運営を目的とした指定管理者制度の趣旨を遵守し、利用者へのサービスの向上と運営管理の効率化を目指します。効率化は削減だけに注目するのではなく、削減の結果を有効に利用者や家族へ還元し、より質の高い支援につながるような視点を持ちます。

() 具体的な提案

業務委託部分においては、社会福祉法人改革の主旨を反映した監査法人の指

導の下で、入札・企画競争・見積書の比較等により、適切な委託先の選定を行います。

職員業務の効率化として、これまでに蓄積したノウハウの有効活用と適材適所の業務分担により、時間外労働の削減を行い、運営経費を節約します。

日頃から節約とリサイクルの意識を全職員に周知・徹底し、光熱水費や事務消耗品等の使用や再利用への意識向上に取り組みます。

1 0 「障害者差別解消法」に対応した取り組み（周知方法を含む）

（ ）基本的な考え方

障害を社会モデルとして捉える「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の考え方に則り、障害のある方の社会的障壁の除去につながるよう、事業者として日頃の支援が不当な差別的取扱いとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行います。

（ ）具体的な提案

施設利用者一人ひとりに合わせた合理的配慮を行うため、全体研修や会議等で各利用者の配慮点を明確にし、個別支援計画等に記載することで職員が全体共有し、日々の利用者支援に活用できる仕組みを整えます。

近隣の保育園や小学校との交流、中学校の職業体験や学生の介護等体験実習、保育士及び社会福祉士の実習等の受け入れを積極的に行い、地域住民や次世代への障害理解の促進に取り組みます。また、地域のイベント等における作品販売の際には、障害者差別解消に関するリーフレット等を持参し、地域住民への周知と理解促進につなげます。

1 1 その他（独自の提案）

（ ）基本的な考え方

利用者が住み慣れた世田谷の地で暮らし続けるために区立施設としての機能を十分に活用し、現在の社会情勢や利用者の生活環境等に合わせた地域生活支援が行えるよう、法人内及び区内事業所と連携して支援を行います。

（ ）具体的な提案

緊急時一時保護事業（法人自主事業）については、施設で定めた「地域生活支援要綱」との併用により、短期入所等の事業が利用できない場合の利用者のセーフティネットとして、安心できる地域生活の継続につながるよう取り組みます。また、緊急時一時保護事業の運用方法は、世田谷区とも協議しながら、必要に応じて見直しを進めます。

区内の同法人事業所との連携により、職員研修の実施・情報や課題の共有・必要に応じた職員の派遣等を行うことで、今まで以上に協力体制を確立し、法人のスケールメリットを活かした安定的な施設運営を行います。